

決議案第 1 号

(和光市議会)

大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 6 年 2 月 22 日

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

守保友博

吉田武司

伊藤妙子

鎌田泰春

島飼 雅司

大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議

和光市議会は、令和5年12月定例議会において、大島秀彦副市長に対する問責決議を賛成多数で可決した。ここで指摘された事項は、①元職員の不祥事に関する責任、②議会に対する態度、③通勤手当の二重支給の3点である。

まず、①については、大島副市長が納得できる方法で責任をとり、市長は市民が納得する説明をすべきであるところ、そのいずれもなされていない。次に、②においては、大島副市長が議会に対する態度について、議会へ説明し、しかるべき責任をとるべきところ、そのいずれもなされていない。最後に、③については、市は徹底的に調査し、結果を公表すべきであり、その結果いかんにより大島副市長の責任を断ずるべきところ、そのいずれもなされていない。

これまでの大島副市長の言動は、執行部と議会の対立や混乱を招いたものであり、問責決議に対しても真摯に対応しない以上、もはやこれ以上その職に留まらせ、責任を取らないまま任期を全うさせることは適当ではなく、即刻責任を取り辞職するべきであると議会として判断する。なお、本決議可決以降は大島副市長の本会議や委員会等への出席を認めない。

以下勧告する。

- ①速やかに職を辞すること
- ②本日以降に発生した給料については自主返納すること
- ③退職金返納に代えて、埼玉県市町村総合事務組合から支給される退職金については市に寄付すること

以上、決議する。

令和6年2月22日

埼玉県和光市議会